

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和○年から昭和○年まで、各地のトンネル工事現場で坑夫として粉じん作業に従事し、昭和○年○月から○月まで、A会社が施工していたB所在の工事において、ずい道内の掘削作業等に従事していた。
- 2 被災者は、平成○年○月○日付けで○○労働基準局長（現：○○労働局長）からじん肺管理区分「管理2、PR1、合併症：続発性気管支炎、療養要」との決定を受け、平成○年○月○日からC医院にて療養を継続していたが、平成○年○月○日、通院のため自宅を出る際に倒れ、D病院に救急搬送されたが死亡した。死亡診断書には、「直接死因：不詳」、「直接には死因に関係しないが直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等：呼吸不全、心不全」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が被災者の死亡はじん肺及びその合併症が原因であり、業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者は、平成〇年以降約25年間にわたり、じん肺の合併症である続発性気管支炎の療養を継続していたことが認められるところ、請求人は、被災者の死亡はじん肺によるものであると主張している。

(2) 被災者の死亡前のじん肺及び続発性気管支炎の状態については、被災者の経過及び検査結果をみると、自覚症状としての呼吸困難は、当初Ⅱであったが、平成〇年〇月〇日の検査からⅢとなり、平成〇年〇月〇日の検査以降はⅢⅣとなっている。しかしながら、X線写真検査結果としては、大陰影は認められず、小陰影区分も平成〇年〇月〇日の撮影以降2/2で推移しており、肺機能検査の%肺活量は平成〇年〇月〇日の検査で56.0%まで低下しているものの、平成〇年〇月〇日の検査では79.4%と改善している。また、肺泡気動脈血酸素分圧較差は、平成〇年〇月〇日の検査で29.70 Torrとなっているものの、平成〇年〇月〇日の検査では13.80 Torrと改善がみられる。さらに、たんの量は平成〇年〇月〇日の検査以降は、5～9mlで安定している。以上の状況を踏まえると、当審査会としても、E医師の「徐々に呼吸機能の低下が進行しているようですが、著明な悪化はないように思われます。」との意見は妥当なものと判断する。

(3) また、被災者は、平成〇年〇月〇日からD病院において虚血性心疾患の治療を受け、冠動脈の狭窄に対する経皮的冠動脈形成術の施術を繰り返し受けており、平成〇年〇月〇日には、「うっ血性心不全」との診断名で入院加療を受けている。被災者の虚血性心疾患の程度については、その療養の経過から、当審

査会としても、F医師の「重症である。」との意見は妥当なものと判断する。

(4) ところで、被災者の死亡当日の状況についてみると、朝〇時に起床後、朝食を食べ、自分で着替えて、杖を持って〇階から〇階まで歩いて階段を降りようとしたところで座り込み、その後、D病院に救急搬送されたが、既に心肺停止の状態、午前〇時〇分、死亡が確認されている。このように、自宅を出る際に容態が急変し、その後短時間で死亡している状況からすると、被災者の死亡は、上記(2)の状態であったじん肺及び続発性気管支炎による呼吸機能の低下が原因となったとは考え難く、むしろ上記(3)の状態であった虚血性心疾患による急性増悪が原因となったとみるのが妥当である。

したがって、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認めることはできないと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。